

カードローン

商品概要説明書

融資対象者	次の条件をいずれも満たしている方 ① 申込時年齢が満20歳以上65歳以下の方。 ② 高山市・飛騨市・大野郡白川村に居住、または勤務している方。 ③ 安定した収入のある方、パート、アルバイトの方。配偶者が安定収入のある専業主婦の方もお申込みいただけます。 ④ 給与所得者は勤続1年以上、自営業者は同一事業を1年以上継続営業している方。 ⑤ 三井住友カード株式会社の保証を受けられる方。
資金用途	お使いみち自由（但し、事業性資金は除く）
融資形態	当座貸越（普通預金に貸越契約を結ぶものであり、専用通帳は発行いたしません。）
返済方法	随時返済方式 （ご自由にお通帳へご入金ください。ＡＴＭによる入金もできます）
利息支払方法	毎年2月と8月の第3日曜日の翌営業日に、貸越残高に組入れます。 半年分の利息を後取りします。
融資極度額	30万円、50万円、70万円、100万円の4コース。 ※ なお、当該カードローン契約をご締結のお客様についても、当組合および保証会社の審査により貸越極度額の増額を行うこともできます。
融資期間	3年ごとの自動更新とし、70歳を超えての更新はできません。 ※ 但し、更新時の審査結果により70歳前に自動更新できない場合もあります。
利息の計算方法	付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算となっております。
融資利率	年13.80% ※固定金利型 ※保証料は融資利率に含まれています。
連帯保証人	不要です。 ※ 三井住友カード株式会社の保証を利用していただきます。
お申込時にご用意していただくもの	① 本人確認資料 ※ 融資申込時点で有効期限内のものに限ります。 運転免許証、各種健康保険証、パスポート、特別永住者証明書、在留カード マイナンバーカード（顔写真付）の写しいずれか1点が必要となります。 ② 所得証明書類 申込極度額70万円以上の場合は下記の証明書が必要となります。 ○給与所得者・・・源泉徴収票または公的所得証明書（住民税決定通知書等） ○自営業者・・・納税証明書（その2）又は税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等の確認できるもの）確定申告書（写）、所得証明書 ※ 所得証明書類は直近のものをご用意ください。 極度増額もしくは、申込極度額70万円未満の場合でも保証会社が必要と認めた場合は、所得証明をご用意いただく場合がございます。
苦情処理措置 紛争解決措置	○苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：ひだしんお客様相談室】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：9：00～17：30 電話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/

	○紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：０５２－２０３－１７７７）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：０５６４－５４－９４４９）、 で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだし んお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：９：００～１７：００ 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－５（全国信用組合会館内）
* 本商品は飛驒信用組合のカードローンです。三井住友カード株式会社は保証会社としてお客様の本商品に関わ るお借入について、飛驒信用組合に対して保証致します。	

令和 6 年 4 月 1 日現在

- * 審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
- * 詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

